

○国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行に伴い、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、同法の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。

平成三十一年一月十七日

国家公安委員会委員長

- 総務大臣 山本 順三
- 財務大臣 石田 真敏
- 文部科学大臣 麻生 太郎
- 厚生労働大臣 柴山 昌彦
- 農林水産大臣 根本 匠
- 経済産業大臣 吉川 貴盛
- 国土交通大臣 世耕 弘成
- 環境大臣 石井 啓一
- 防衛大臣臨時代理 原田 義昭
- 国務大臣 山本 順三

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省関係告示の整理に関する告示

第一次に掲げる告示の規定中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

一 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一条第一項

二 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第二条第一項

三 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第三条第一項

四 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第四条第一項

第二次に掲げる告示の規定中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条第7項」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項」に改める。

一 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号様式

二 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第二号様式

三 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第三号様式

四 平成二十六年 国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第四号様式